

とちぎ広域消防事務組合消防職員職階級規則

〔平成28年3月18日〕
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合の消防職員の職名及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づく消防吏員の階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 消防職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) とちぎ広域消防局 消防局長、消防局次長、課長、指令長、課長補佐、副指令長、係長、担当主査、主査、主任、主任補、係員及び課付とする。
- (2) 消防署 消防署長、副署長、課長、主幹、支署長、隊長、出張所長、分遣所長、課長補佐、副支署長、副隊長、出張所副所長、係長、主査、主任、主任専門員、主任補、専門員、係員、係及び署付とする。

2 前項に定める職名のほか、法令その他に特別の定めのあるもので組合長が特に必要があると認めたものについては、別の職名を併せて用いることができる。

(階級)

第3条 消防吏員の階級は、次のとおりとする。

- (1) 消防局長の職にある者 消防正監
- (2) 消防局次長の職にある者 消防監
- (3) 消防署長の職にある者 消防監又は消防司令長
- (4) 前各号に掲げるもの以外の者 消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、組合長の承認を得て消防局長が定める。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(消防署長の階級の特例)

2 平成26年3月28日までに、帯広市消防職員職階級規則（昭和50年帯広市規則第25号）、北十勝消防事務組合消防職員の職名及び階級並びに職務級に関する規則（平成10年北十勝消防事務組合規則第1号）、西十勝消防組合消防職員の階級及び職名に関する規則（昭和44年西十勝消防組合規則第3号）、南十勝消防事務組合消防吏員の階級に関する規則（平成7年南十勝消防事務組合規則第6号）、東十勝消防事務組合消防職員の階級及び職名に関する規程（昭和46年東十勝消防事務組合訓令第3号）及び池北三町行政事務組合消防署組織規程（昭和62年池北三町行政事務組合訓令第9号）の規定により消防司令に任命されている消防署長の職にある者は、第3条第3号の規定にかかわらず、この規則の施行の日から5年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。